

南砺市農業委員会第23回総会会議録

- 1.招集日時 平成28年 5月 6日
- 2.開会時刻 平成28年 6月 2日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成28年 6月 2日 午後3時02分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28名
- 6.出席委員 25名 欠席委員3名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島 和博	出	15	杉森 桂子	欠
2	齊藤 勇一	出	16	瀧 由記男	出
3	浅野 清治	出	17	片山 昌作	出
4	上田 憲仁	出	18	藤永 隆夫	出
5	福田 孝洋	出	19	松平 勝	出
6	荒木 健二	出	20	齊藤 十明	出
7	前川 十一	出	21	澁谷 均	出
8	梅本 兵造	出	22	杉本 文代	欠
9	池田 又次郎	出	23	木下 春一	出
10	石尾 武雄	出	24	小橋 昭夫	出
11	山本 清	出	25	中川 寿	出
12	山本 敏	出	26	松本 篤治	出
13	大谷 與一	出	27	池田 喜昭	出
14	雨野 敬三	出	28	庵 昭義	欠

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第94号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

議案第 95 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認
について

議案第 96 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

協議第 20 号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外
について

報告第 33 号 農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出
について

報告第 34 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知
書について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局 本日、欠席委員は、会長と 15 杉森委員 22 杉本委員でございます。出席委員は 28 名中 25 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しており総会が成立することをここにお知らせします。会長が欠席のため池田職務代理より挨拶をお願いいたします。

職務代理 皆様方ご苦労さまです。今ほど説明がありましたように、会長が欠席されておりますので、私のほうから進めさせていただきます。非常に好天が続いており何かと農作業等されたい時であったかと思いますが、枉げて出席いただきありがとうございます。今年の田植え時期は、強風と好天続きで山の水が十分に当たるかと心配されるような好天続きだと思っております。また、麦の刈取りもこのような 5 月に刈るようなことは想像できなく早まってきている状態で、農作業が休みなく切れ目なく続いているということです。皆様方の身体も疲れておられると思いますが、今日は議案につきましては、慎重審議していただきたくスムーズな協議にご協力いただきますようお願い申し上げます。

議長 | それでは只今より委員会を進めていきます。

議長 | これより議事に入りたいと思います。
まず、2番議事録署名委員の指名を行います。
20番齋藤十明委員、21番澁谷 均委員よろしくお願いいたします。

議長 | 次に附議議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請承認について」を事務局より議案の朗読と説明を求めます。
(3条について説明)

＝議案第93号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回は12件の申請がありました。面積は田 5,055.91 m²、畑 549.00 m² 計 5,604.91 m²です。

受付番号1番から4番について、譲り受け人は、受付番号1番 譲り渡し人の申請地 田 280 m²と受付番号2番 譲り渡し人 申請地 外1筆 田 237 m²と 受付番号3番 譲り渡し人 申請地 外12筆 田 1,222 m² 畑 85 m²と 受付番号4番 譲り渡し人 申請地 外10筆 田 1,063.91 m² 畑 16 m² 合計 2,802.91 m² を以前、申請地周辺で、譲り渡し人4名が居住し農業に従事していましたが、現在は、離村しており管理ができないため、申請地近くに農地所有の農業経営拡大に意欲のある方として、今回、譲り受けるものです。

受付番号5番から10番につきましては、譲り受け人が受付番号5番 譲り渡し人 申請地 外1筆 田 435 m²と受付番号6番 譲り渡し人 申請地 外1筆 田 346 m² 畑 267 m²と受付番号7番 譲り渡し人 申請地 外1筆 畑 181 m²と受付番号8番 譲り渡し人 申請地 田 319 m²と受付番号9番 譲り渡し人 申請地 700 m²と、受付番号10番 譲り渡し人 申請地 田 346 m² 田 合計 2,146.00 m² 畑 合計 448.00 m² 面積合計 2,594.00 m²を高速道路の完成により残地となった農地の管理ができなくなったため、農業経営規模の拡大に意欲のある方として譲り受けるものです。

受付番号11番、12番につきましては、譲り受け人は、受付番号11番の譲り渡し人 田 35 m² と 受付番号12番

事務局 譲り渡し人の申請地 田 72 m² 面積合計 田 107 m²を高速道路の完成により残地となった農地の管理ができなくなったため、農業経営の規模の拡充を図りたい方として譲り受けるものです。

つきましては、いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

事務局 受付番号 1 番から 1 2 番について、小さい農地を整理するというような関係かと思われませんが、何かご質問等ございましたでしょうか。

(意義なし)

議長 議案第 93 号は原案どおり議決させていただきます。

議案第 94 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 94 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認による案件について今回は 4 件の申請がありました。
面積は田 658.00 m²、畑 243.00 m²、計 901.00 m²です。

受付番号 1 番は、申請人は現在、子供夫婦と孫 2 人の 6 人家族で三世帯同居しておりますが、中学 1 年生の孫を筆頭に小学 5 年生、小学 2 年生と大きくなってきており、現住居は手狭となり、今後、子供が成長するにつれて生活範囲が狭く、それぞれの子供部屋も独立して必要なことから、増改築を計画したものです。

農地区分は、低生産性小集団農地ということで 2 種農地と判断されます。

受付番号 2 番は、申請地は、昭和 53 年頃に農業用車庫が必要になったため、許可を得ずに転用したものであり、申請人は、相続により、地目が農地のままであることが判明し、亡き父が許可を得ずに建てたものであることから、早急に手続きをし、無断転用の是正をするものです。

農地区分は、1 種農地として判断され、転用許可基準の既存

事務局

地拡張に該当すると考えられます。

受付番号3番は、昭和52年頃に申請人を含む3件で共同農作業を行うことになりましたが、既存敷地内では、大変手狭で危険なことから、安全に使用できる広い農舎と屋内外作業場が必要になったものです。申請地は、既存敷地の隣接地道路からも安全に出入りでき、作業の利便性や効率性、農機具の管理面を考慮し、適地であると考え農舎と屋外農用スペースを整備しました。また、以前より住宅敷地と隣接する北側の農地の形状がいびつで、農作業がしづらく不便であったことから、境界部分の形状を整えるべく整備をし、昭和57年頃から新築住宅と農用スペースとして使用してきており、今回は無断転用の是正です。

農地区分は、10ha以上の広がりをもつ農地ということで1種農地と判断され、許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号4番は、申請人は家族で自宅敷地内にある請負農作業と干し柿栽培加工を営んでおり、年々、請負料の増加に伴い、作業スペースが手狭になり機械の出し入れ等にも作業の際には不便を感じており、また、農作業運搬にも農舎や既存敷地内を頻繁にリフトが出入りすることなど、スペースが狭いことでの作業や機械、資材との接触等の利便性が大変悪く、危険を伴い兼ねない状態であるのが現状です。

現在、一緒に仕事をしている長男が、今後も家業を続ける意思があり地域内からも期待されていることを考慮したうえで、地域の特産物である干し柿加工に従事できるようにと計画したものです。

農地区分は1種農地と判断され、許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

議長

ご意見等ございませんでしょうか。
(意義なし)

議長

議案第94号は原案どおり議決させていただきます。
次に、議案第95号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第95号について議案書をもとに朗読・説明＝

「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認による案件について今回は 7 件の申請がありました。

面積は田のみで 6,193.00 m² です。

受付番号 1 番は、譲り渡し人は、建設機械整備行を営んでおり、現在、工場棟・事務所棟の建物の他、建設機械及び除雪車の修理・整備を行うための受け入れは、一旦停止敷地内の駐車場に置きその後、工場棟及び屋外整備場等において修理・整備作業を行い、その後搬出までの間、再度、駐車場に置くとしています。時期によっては、修理・整備などのために搬入出が頻繁に行われるため、建設機械の一時置き場として活用できる要素が兼ね備えているものと考えます。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号 2 番は、譲り受け人は、医薬品や化粧品等の製造等を営んでおり、近年、健康志向により、増産の必要性があり、製品の増産した倉庫が必要なため取得予定です。また、従業員は 4 人増員予定であり、倉庫、荷作業場として 512 m²、従業員 10 人分、来客用 2 人分駐車場、除雪場、大型トラック回転場、待機場、また、庭木の敷地としても転用するものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され、許可基準の既存地拡張に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番は、譲り受け人は、昨年結婚し、アパートで生活しておりますが、今後、子供もできたことで、子供の面倒や親の老後、介護などを考えると、実家に近いことが利便性がよいため、申請地に分家住宅の建設を計画したものです。

農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで、1 種農地と判断され、許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 4 番は、譲り渡し人は、配管機材、設備機材、住宅設備工事全般の設計、施工を営んでおり、既存営業所は、これまでの業務拡大により手狭となってきたため、建物の老朽化により建て替えも喫緊の課題となっています。従業員も 20 人と大幅に増加し、福利厚生面においても早急に改善すべきと苦慮しておるところで、新社屋の建設従業員駐車場を確

保するため、隣接敷地周辺を入手しようと交渉しましたが、合意には至りませんでした。営業所に近い申請地を候補地となり、社内及び関連会社、取引業者等を検討したところ、どう路面でも移動等の利便性がよく関連会社とも近く資材搬入出も便利であり、従業員駐車場も確保でき、地区の同意も得られたもことから計画したものです。

農地区分は、10ha以上の広がりをもつ農地ということで、1種農地と判断され、許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号5番は、譲り受け人は、石川県内で認知症対応型共同生活介護施設を営んでおり、認知症介護施設の入居者は、介護職員が付き添っての病院通いや買い物、地域の保育園との交流、地域施設への外出の機会が活発に行われ、入居者地域全体で見守っていく環境づくりを目指しているようです。

今後、高齢化社会になることは明らかで更に、認知症高齢者が増加する傾向にあり、同業者との話では、南砺市では、特に需要が多い地域であると聞き、市の担当課で地域包括課に相談し、福光地域での新設を要望されました。

この中の江地区は、認知症介護施設として生活環境や四季を感じられる自然環境も大変よく、地域的に老人施設が少ないので、今後、地域内外から需要があると考えられることから、この地域で新設を希望し土地を探していたものです。以前は、申請人の家族が住んでいましたが、近年亡くなり、申請人は既に別の場所で住を構えていることであるため、空き家になっているこの地を放置しておく、近隣の方々にも迷惑を掛け兼ねないとし建物を壊しました。早急に対策を講じた結果、地域方々に事前に相談し防犯対策として使用してもらい地域を見守る環境を整え、根付いた施設運営をしたいと考えていることから計画しているものです。

農地区分は、10ha以上の広がりをもつ農地ということで、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号6番は、既存の集落営農組合の屋内作業場が必要になり、地区内で探していたものの、申請地にある建物は営農組合で使用している屋外作業場の対面にあり、申請地の倉庫であれば屋内外のスペースが十分確保でき、申請地の周囲は水路で囲まれており、改めて新設するより効率的に営農を行うことができると考えたことから、今回、作業場として使

事務局

用したいものとして申請するものです。

農地区分は、10ha以上の広がりをもつ農地ということで、1種農地と判断されます。

受付番号7番は、譲り受け人は、農家の長男で、両親、祖父母と3世代同居をしています。結婚して子供が3人でき、世帯人も9人となり、生活スペースが足りないため。親の近くで住宅を建築し、子供の面倒や親の老後や介護のことなど多岐にわたりお互いに協力しあひながら、生活スタイルを築いていきたいとの思いから計画したものです。

農地区分は、10ha以上の広がりをもつ農地ということで、1種農地と判断され、許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

議長

ご意見等ございませんでしょうか。

議長

2番の関係につきまして、以前一部、農振除外の時に説明があったわけですが、石尾委員さんの方からもう一度何か変わったことがあればお願いします。

石尾委員

農振除外の際にも、お伝えしておりますが、隣接農地の方や土地改良区、区長、また、用水の関係者等すべて了解を得ていることですのでご承認願います。

(意義なし)

議長

議案第95号は原案どおり議決させていただきます。

議案第96号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第96号について議案書をもとに内容説明＝

事務局

今回は設定が24件、39筆の申請があがっています。面積は、田46,325.00㎡、畑1,278.00㎡、計47,603.00㎡です。

いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4号の各要件を満たしているものと考えます。

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

議案第 96 号は原案どおり議決させていただきます。

議長

次に協議第 20 号「農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について」を議題とします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局

受付番号 1 番は、申請人は、借受人である会社は、液化ガス、石油等の燃料販売、ユニットバス・キッチン、トイレ等の住宅設備機器の販売、完工時や土木工事等の建設業を主に営んでおります。

本社は福野の市街地にあり、また、主力のガス縦陣工場は申請地の砺波市にあり、営業拠点は福野地域で用路拡張を図るためには既存の敷地では手狭な状態でありまして、更に建設資材、重機、あるいは梁置き場を拡張したいと計画しております。

J R 高儀駅から 500m 以内であることから農地区分は、2 種農地であると考えられます。

受付番号 2 番は、既存住宅には申請人夫婦、長男夫婦が生活していますが、孫の結婚が決まり親の近くで住宅を検討していましたが、適地がありませんでした。孫が将来、親の面倒や、また、共働きで子供を親にみていただくこの場所が必要でありました。

農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続と考えられます。

受付番号 3 番は、譲り受け人は、昨年結婚し、現在、アパートで生活をしています。将来、家族が増えることであると考え、アパートでは手狭なため、自己所有の住宅を建てたい思いから計画しました。

農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 4 番は、つい最近まで、この近辺に駐車場を借りていましたが、契約期間が去る 3 月末日をもって終了し、再度契約を依頼しましたが、拒否されたのと申請場所がわが工場とも隣接していると言ってよいほど、近くで大変便利なも

事務局

のと判断したものです。

農地区分は1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号5番は、住宅一部を、昭和63年頃に住宅を建て替えました。その際に農作業スペースを全面となる西側敷地ぎりぎりに住宅を新築しました。しかし、徐々に雨水等により、淵が農地に流土し、住宅敷地が徐々に削られていき、このままでは住宅にも影響がでかけないことから、やむを得ず、隣接農地の一部を土盛りし、敷地内の流土を防ぐべく土留めをしました。このとき以前から、西側からの山からの吹き下ろす風が大変強く、住宅への被害が心配だったこともあり、危険がないように住宅側から下のほうに、防風林を植えたものです。また、土蔵が住宅南側にあり、新築する際にはその場所では、住宅との間が通り抜けできない状態になってしまったために、現在の場所に、曳きあし移動させ住宅敷地だけをスペースが足りなかつただけに、一部が農地にはみ出た状態で今日まで使用してきました。近く地区内で、農地の整備事業もあり、今般、この住宅敷地拡張となった分を整備すべく申請し、今後使用していきたいとものです。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号6番は、現在は、現在、組合員数は、10件であり、周辺地域には個人で、干し柿加工を行っている農家も多く、今後、これらの農家の新規加入も十分考えられ、将来的には、組合員が増える可能性が高いことや後継者不足が心配される時代ではありますが、同組合では、若い人が会社勤務を辞めて柿生産に従事したり、兼業農家でも朝夕休日等に、積極的に作業手伝いをしたりする後継者が多く、将来的も継続した活動が見込まれることから、建物の新築は、組合員の更なる生産意欲の高まりと地域の活性化に繋がる大変重要で必要なものなので今般、土地の整備を行い申請地に建物を新築したいものであります。

農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

議長

何かご意見ございますか。

(異議なし)

議長 報告の第 33 号「農地法第 3 条第 1 項第 13 号の規定による届出について」を報告です。
事務局より説明を求めます。

事務局 受付番号 1 番は、農地保有合理化促進事業によりまして、所有権を移転するものです。農地保有合理化法人が、農業委員会に届け出て売買事業を実施する場合は、農地法 3 条の許可を受けなくてもよいことになっておりますので、今回報告をさせていただきました。

議長 あっせんにより、農業公社の方へ移るということで、報告事業なのでご理解いただきたい。

議長 第 34 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局 =報告第 34 号について説明=

今回は 22 件の届出がありました。田のみで 22,587.70 m² 計 22,587.70 m²です。
受付番号 1 番につきましては、市により道路拡張のため、田の一部を解約するものです。
受付番号 2～5 番は、利用権設定のための解約です。
受付番号 6～8 番は、土地改良事業により、売買されることによる解約です。
受付番号 9 番は、議案第 95 号農地法第 5 条の受付番号 1 番に関するものです。
受付番号 10 番は、議案第 95 号農地法第 5 条の受付番号 2 番に関するものです。
受付番号 11 番は、議案第 95 号農地法第 5 条の受付番号 3 番に関するものです。
受付番号 12, 13 番は、議案第 95 号農地法第 5 条の受付番号 5 番に関するものです。
受付番号 14 番～22 番は、財団法人の合併により、名称変更となるもので、一度解約し、利用権設定するものです。

議長 報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

(異議なし)

議長 次にその他の案件に入ります。

事務局 ○「農業者年金制度と加入推進」について

議長 何かご質疑はありますか。

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長 次回の委員会 平成 28 年 7 月 5 日 (火) 午後 2 時からとします。

議長 その他、何かご意見等ありますか。

(発言なし)

議長 以上で、南砺市農業委員会第 23 回総会を閉会いたします。
(閉会時刻 午後 3 時 2 分)

議事録が正確であることを証します。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長